

第3章 施策の推進

計画期間 10 年間(H28~H37)で取組む具体的施策「基本的な方針」10 項目に基づいた構成になっています。



1. 意識の高揚

「市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること」

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのための市民の意識高揚に努めます

1.文化芸術振興の担い手は市民であり、 市民一人ひとりがそのことを認識する。

- (1)市民の文化芸術活動に刺激を与え、創作、発表、世代間交流などができる市民文化祭などの市民参加型イベントや、民間の取組みと連携した事業の充実を図るとともに、美術博物館などを活用した市民作品の展示を検討し、主体的な創作発表機会の拡充に努め、市民自らが文化振興の担い手であるという意識の向上を目指します。
- (2)文化芸術事業の企画実施にあたり、多くの市民やメセナ企業、芸術家、文化団体の参画を促し、文化芸術振興が市民から進む仕組みづくりとともに、次世代を担う子どもたちが文化芸術に親しみ、創作発表活動の刺激となるよう、楽しさを実感する機会の拡充や顕彰制度について検討を進めます。
- (3)生活文化や伝統文化を市民一人ひとりが文化芸術と捉え、積極的に実践できる講座や子ども向け教室の充実を図るとともに、文化芸術継承の観点から指導者、後継者の育成や意識の向上に努めます。

【施策番号 1-1 の取組】

- 市民参加型イベントの充実
- 民間連携事業の充実
- 美術博物館の市民作品展示
- 市民・メセナ・芸術家・文化団体の事業企画・実施への参画
- 子ども向け事業の拡充
- 顕彰制度の見直し検討
- 生活・伝統文化の講座の充実
- 指導者・後継者の育成



▲ 市民文化祭の様子 ▲

S23 年から開催の歴史ある文化行事。文芸・ステージ・展示などの行事を開催。市民の創作・発表の場。

2.市民の手によるイベント開催など、 市民が主体的に取り組める機会を提供する。

- (1)市民の主体的な文化芸術活動の活発化に向け、情報提供のあり方や支援制度の効果的な PR 方法の検討により機運を醸成するとともに、初めて取組む際には支障なく進められるような支援や、同ジャンルのイベント開催団体で相互支援する仕組みづくりに努めます。
- (2)芸術家登録・芸術家派遣事業の市民主導による活性化と、芸術家を呼びたい人や、提供したい人の活動の範囲が広がるように努めます。また、無名や若手の芸術家のさらなる登録や、登録芸術家の活動の場が拡充するよう、派遣先の拡大を検討します。

【施策番号 1-2 の取組】

- 効果的な PR 方法の検討
- 支援体制の強化
- 相互支援の仕組みづくり
- 芸術家登録・派遣事業の活動範囲拡大
- インセンティブ制度によるボランティア増加・育成の仕組みの検討
- 各事業ボランティアの組織化
- ボランティア意見交換の場検討

(3)文化芸術事業の内容充実やインセンティブ制度などにより、ボランティア参加者の増加や育成の仕組みを検討し、参加者が文化振興を担うという観点から、各事業のボランティアを組織化し、全ての市主催事業へのボランティア活用や意見交換を行う場を検討します。



▲現在の情報紙▲

生涯学習だより（年2回発行：全戸配布）【左】、サークルガイド（年1回発行：公共施設設置【右】

3.市の施設におけるイベント、文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実する。

(1)文化芸術行事や活動に関する情報は、感動の分かち合いや自らの活動・発信意欲を高めることを目的に、メディアとの協力体制や効果的なPRに努めるとともに、情報紙は受け手への情報伝達を最優先として、デザイン、レイアウトなどの見直しやモニター制度の導入を検討します。

(2)いつでも、どこでも、だれでも、多彩な文化芸術に親しめるように情報収集に努め、文化団体、サークル、指導者のデータベース充実と、創作活動の機会拡充に向けた利用可能施設情報なども含め、インターネットや広報などにより市内外に広く情報発信します。

(3)魅力的な風景や歴史、観光、特産品などを市内外にアピールし、テレビ・映画などのロケーションの誘致に努めるとともに、観光PR等の市刊行物に市内芸術家の作品などを取り入れる仕組みを検討します。

【施策番号 1-3 の取組】

- ▶ ●メディアとの協力体制構築
- ▶ ●情報紙の見直し、モニター制度
- ▶ ●データベース充実・発信強化
- ▶ ●施設情報の提供
- ▶ ●風景・歴史・観光・特産品アピールによるロケーション誘致
- ▶ ●刊行物に芸術作品の取り込み

2.歴史的文化遺産の保存と活用

「地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること」

文化の発展を理解する上で欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代につなげていきます。

1.文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する。

(1)指定文化財や未指定の有形・無形文化財は、本市の正しい歴史を理解するうえで貴重な財産であることから、保存や活用を図り、講習会などはニーズの把握や、紹介のみではなく魅力の充実や郷土愛醸成に向けた内容に努めるとともに、歴史的文化遗产などの登録制度を検討し、保護意識の高揚を目指します。



▲苫小牧市の国指定文化財「静川遺跡」▲

縄文時代早期から続縄文時代の遺構、遺物が出土。東側からは環壕が出土し、縄文時代の土木工事を裏付ける。

(2)地域固有の歴史や風土の中で育まれてきた伝統芸能、伝統行事の歴史的な重要性を尊重し、その伝承にむけた魅力のPRに努めるとともに、後継者・ボランティアの育成に対する支援制度の検討を進めます。

(3)先住民族であるアイヌの歴史を尊重し、アイヌ文化の講座等を継続開催するとともに、効果的な支援や継承と保存方法を検討します。

2. 地元や地元ゆかりの画家などによる、 壁画の保存・活用を図る。

(1)地元や地元ゆかりの画家による壁画や野外彫刻の一覧を作成・公開し、積極的な広報と保存により文化意識の高揚を促し、壁画は施設改修・存廃時には転用や形態の変化も視野に入れた利活用方法を検討し、文化の薫り漂うまちづくりを進めます。

(2)市内の存在する壁画や野外彫刻、文化遺産、まちなみなどを積極的に広報し、児童画コンクールなどを開催するとともに、活用により郷土愛や文化芸術意識の高揚を促し、創造性を育む取組を進めます。

【施策番号 2-1 の取組】

- 文化財の保存と活用
- 講習会のニーズ把握と充実
- 歴史的文化遺産の登録制度の検討
- 伝統芸能・伝統行事の伝承と後継者、ボランティアの育成
- アイヌ文化講座の継続と保存方法の検討

【施策番号 2-2 の取組】

- 野外彫刻一覧の作成・公開
- 施設存廃時は利活用を視野に入れた検討
- 壁画、野外彫刻、文化遺産、まちなみの積極的広報
- コンクールなどの開催

3. 文化芸術に接する機会の拡大

「芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること」

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保し、文化芸術の創造、発展に努めます。

1. 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、 これに参加し、これらを創造する環境整備を図る。

(1)質の高い文化芸術に直接触れて豊かな感性を磨き、創作・発表・鑑賞意欲を創出することが、文化芸術意識の向上には重要なことから、文化芸術事業を継続して実施し、理解と関心を高めるとともに、ご意見箱の設置などによりニーズの把握に努め、優れた文化芸術の鑑賞機会拡大に取り組めます。

(2)文化芸術事業の開催にあたり、民間や市民、文化団体との共創による事業実施の仕組みを検討し、多くの市民参加の促進により、事業実施のノウハウの蓄積、継承とともに、主体的な文化芸術事業の創造につながる仕組みづくりに努めます。

【施策番号 3-1 の取組】

- 文化事業の継続実施
- ニーズの把握による鑑賞機会の拡大
- 共創による事業実施の仕組みの検討
- 美術博物館における優れた展示・鑑賞事業の充実
- 地元芸術家作品の計画的収集

(3)美術博物館において、優れた展示・鑑賞事業の拡充を図るとともに、地元芸術家の美術作品が失われないように、作品の計画的な収集や、地元芸術家作品を含めた優れた美術の発信拠点としての環境整備に努めます。



▲苦小牧市美術博物館「美術館展示室」▲

2.民間や公共の施設を利用した公演の機会の拡大を図る。

- (1)市民が街のいたるところで文化芸術に触れることができる場の充実に向け、市内各地域のコミセン、町内会館、お寺、民間施設などで開催の活動を積極的に支援するとともに、文化芸術活用可能施設一覧の作成・公開方法の検討を進め、身近なスペースでの活動機会の拡充に努めます。
- (2)路上、公園、商店街などのゆとり空間や賑わい空間における舞台創出を推進するとともに、既存事業の主権者との共創による事業実施を視野に、関係団体・企業との文化芸術イベント関係者会議の設置を検討します。

【施策番号 3-2 の取組】

- 各地域の施設を利用した公演の積極的支援
- 活用可能施設一覧の作成・公開
- 路上、公園、商店街などの空間への舞台創出
- 文化芸術イベント関係者会議の検討

3.助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図る。

- (1)市民の主体的な文化芸術活動の活性化に向け、苦小牧市民文化芸術振興助成金が活用されるよう、実績のPRや制度の積極的な広報に努めるとともに、活動に専念できるように創作活動助成、年間活動助成、人材育成助成などの導入について検討します。
- (2)市民の文化芸術活動に対する国・道・市の助成や各種文化団体への支援情報の収集に努め、情報紙、ホームページなどでわかりやすく活用しやすい観点の情報提供により、広く市民に周知します。
- (3)地元企業の理解と協力を得て、文化芸術振興に対する企業メセナのさらなる促進とともに、メセナ助成金制度を検討し、個人市民及び法人市民ともに文化芸術の意識高揚を目指します。

【施策番号 3-3 の取組】

- 市民文化芸術振興助成金の積極的な広報
- 新たな助成制度の検討
- 国、道、各種団体の支援情報の情報発信
- 企業メセナの促進と企業助成金制度の検討



▲文化庁補助事業「伝統文化子ども教室」▲

(苦小牧日本舞踊子ども教室)

4.人材の育成

「文化芸術を担う人材の育成に関すること」

優れた文化芸術を創造するためにはその担い手に
優秀な人材を得ることが不可欠です。このための人材育成に努めます。

1.創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る。

- (1)地域の文化芸術を支える人材を育成するため、先進事例から効果的な取組みを検討し、文化団体指導者、文化施設企画担当者、舞台技術者、学芸員などを対象に研修会やワークショップなどへの参加を促します。また、文化芸術活動への参加者増とともに指導者を目指す意欲につながる人材育成の仕組みを検討します。
- (2)芸術家が育ち、定着していくように、芸術家を支える環境の整備を検討するとともに、文化団体の活動を尊重しながら、団体に所属していない芸術家が自由に創作活動を行い、発表できる機会の拡充や創作発表意欲の活発化に向け、顕彰制度の見直しを検討します。

【施策番号 4-1 の取組】

- ▶ ●文化芸術を支える人対象の研修会等の参加促進
- ▶ ●指導者育成の仕組み検討
- ▶ ●芸術家を支える環境整備
- ▶ ●団体未所属の芸術家の発表機会拡充
- ▶ ●創作意欲活発化に向けた顕彰制度の見直し

2.発表の機会に恵まれない若手の文化芸術家に対し、民間や公共の施設において発表の場を提供する。

- (1)文化振興の鍵である若手芸術家の創作発表活動の活性化を促すため、市民参加型イベントへの積極的参加につながる仕組みづくりに努めるとともに、公共施設などの稼働状況を把握し、活動場所を紹介する仕組みを検討します。
- (2)産業のまち苦小牧の地域特性を活かし、企業と行政、芸術家の連絡体制の構築に努め、若手芸術家の作品を活用するなど、地域経済や産業などをアートの視点で見つめ直し、芸術と産業の連携する仕組みづくりを検討します。

【施策番号 4-2 の取組】

- ▶ ●市民参加イベントに若手芸術家発表の場拡充
- ▶ ●公共施設の稼働状況の把握と活動場所の紹介
- ▶ ●企業・行政・芸術家の連絡体制の構築
- ▶ ●芸術と産業の連携する仕組みづくりの検討

3.あらゆる芸術家の育成及び資質向上のため、研修などに参加する機会の拡充を図る。

- (1)国及び各種文化団体、企業の芸術家海外派遣などの芸術家育成事業について情報収集に努め、広く市民に提供して積極的な参加を促すとともに、市における支援制度についても検討します。

【施策番号 4-3 の取組】

- ▶ ●芸術家育成事業の情報収集と提供
- ▶ ●市における支援制度の検討

5.交流の促進

「文化芸術にかかると交流の促進に関すること」

文化芸術は人と人が交流することで広まり盛んになっていきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

1.市内、市外の芸術家との交流を促進する。

- (1)市外と市内の芸術家交流の活発化は、文化振興に大きく寄与することから、苫小牧出身の国内外で活躍する芸術家情報の収集に努め、市内での公演等を企画するとともに、市民参加型イベントにおいて、市内文化団体などとの交流機会の拡充を図ります。
- (2)国内外の芸術家が一定期間市内に滞在する芸術家滞在事業に向け、市内の芸術団体等と交流・滞在できる施設など場の確保や、積極的な情報発信とともに、創作イベントの開催などにより、文化芸術振興への意識の活発化に努めます。
- (3)文化芸術団体の合宿に使用可能な施設等について、積極的に市外に情報発信を行うことにより、市外の高校・大学・社会人などの合宿を誘致するとともに、地元団体との交流を呼びかける仕組みを検討し、レベルの向上に努めます。

【施策番号 5-1 の取組】

- 苫小牧出身芸術家情報の収集と交流を含めた企画の検討
- 芸術家滞在事業に向けた、施設の確保とイベントの開催
- 文化団体の合宿誘致と地元団体との交流の仕組み検討



▲市民文化祭コラボ企画▲

(短詩型文芸と美術のコラボ企画)

2.文化団体及び文化サークル間での相互の交流を促進する。

- (1)さまざまな形の交流が新たな文化芸術の創造につながるように、市民参加型イベントにおいて参加ジャンルの枠を超え、他団体と交流するコラボレーション企画の検討に努めるとともに、芸術家や文化芸術に興味がある人が気軽に集い交流のできる場の拡充を図ります。
- (2)文化団体協議会が本市の文化振興の核として発展するように継続的に支援し、一層の文化団体・サークル間の交流や連携が進む仕組みづくりに努めるとともに、胆振文化団体協議会が開催する胆振芸術祭を支援し、管内の文化団体の相互交流の促進を図ります。

【施策番号 5-2 の取組】

- 市民参加型イベントにおけるコラボレーション企画の検討
- 気軽に集い交流できる場の拡充
- 文化団体協議会の継続支援
- 胆振芸術祭の支援

3.市民、文化団体等及び行政で構成する ネットワーク会議づくりを進める。

(1)文化芸術意識の高揚に向け、文化団体協議会やサークル連盟、市民、文化団体、企業、行政、指定管理者などによるネットワークの充実を進め、交流や意見交換により幅広いアイデアを集約し、効果的な文化芸術施策推進に努めます。

【施策番号 5-3 の取組】

- 各団体のネットワークの充実
- 意見交換によるアイデア集約

4.姉妹都市との文化交流を促進する。

(1)国内外他都市の文化を知ることは、文化芸術振興への刺激となることから、姉妹・友好都市の文化を広く市民に紹介するため、交流時は伝統芸能や民俗文化を紹介する合同の企画などについて検討します。

(2)多くの市民が姉妹・友好都市への理解を深め、交流がさらに促進するよう努めるとともに、市民レベルでの文化芸術交流の促進を支援します。

【施策番号 5-4 の取組】

- 姉妹都市交流の継続
- 市民レベルの文化交流企画の促進支援

5.市内に在住する外国人との相互交流の場を確保する。

(1)市内在住外国人との交流が、ボランティアグループや国際交流サロンの活動から、多くの市民へ広がるように機会の充実を図るとともに、異文化に触れることができる相互交流の創出に努めます。

【施策番号 5-5 の取組】

- 相互交流活動の継続
- 在留外国人との文化芸術相互交流の機会創出

6.環境の整備及び充実

「文化芸術にかかる環境の整備及び充実に関すること」

市の文化施設などが地域の文化芸術の発信基地としての役割を充分果たすようにその整備に努めます。

1.市の文化施設などの展示の充実、教育普及活動の充実、学芸員等専門家の配置等の充実、市の職員の文化芸術に対する意識の高揚を図る。

(1)文化施設は感動や希望を提供し、創造性を育み、地域コミュニティの創造、地域発展を支える場との認識を持ち、市民意見を募り、運営に反映させる仕組みを検討するとともに、創造性の喚起や学習の場を主眼として整備を進め、市民サービスの向上に努めます。



▲文化会館大ホール▲

(2)文化芸術は学習活動の一環として展開されていることから、子どもたちの活動や学習のナビゲーション的な役割を担う情報発信のあり方を検討します。

(3)文化施設充実とともにそれを支える人づくりを視点に入れ、市の文化施設に学芸員等の専門家などの配置や、専門性の高いボランティアの育成に努め、市民の文化芸術活動をさらに支援していきます。

(4)文化行政の重要性の認識や市職員を文化芸術意識の向上のファシリテータとして育成する観点から、市職員に対して文化芸術イベントへ積極的な参加を働きかけ、意識の向上を図るとともに、市の各種計画などへ文化芸術の視点の取り入れに努めます。

【施策番号 6-1 の取組】

- 文化施設に対する市民ニーズの把握と運営への反映
- 創造性の喚起、学習の場を主眼とした文化施設整備
- 子ども向け情報の発信のあり方の検討
- 文化施設への専門家などの配置
- 市職員の意識の醸成と各種計画への視点の取り入れ

2.市の文化施設などで所蔵している文化財、美術品を市民が気軽に鑑賞し、親しむことができるよう施設内外を問わず積極的に公開・展示を促進する。

(1)市所蔵の美術品や地元芸術家の作品について一覧を作成し、所蔵美術品の公開と、若手芸術家や子どもたちの創作発表機会の拡充を図るとともに、学校や公共施設、民間施設など様々な場所での積極的な公開・展示により、気軽に親しむ場の提供に努めます。

【施策番号 6-2 の取組】

- 市所蔵美術品一覧の作成・公開
- 学校、公共施設等で公開展示

3.市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る。

(1)文化施設は市民の文化芸術活動の発信・交流・学習の場として充実に努め、市民と文化施設管理者が一体となり事業を企画・運営する仕組みを検討するとともに、指定管理者制度導入施設においては、自主事業がさらに充実するように働きかけます。



▲文化交流センターギャラリー▲

(2)文化施設の一部をアトリエや練習場所として一定期間活用し、その成果を発表するなど、効果的な活用方法を検討するとともに、目的や多彩な機能に合致した充実や整備のあり方を検討します。

(3)文化芸術活動が気軽に行えるように、文化施設の開館時間、開館日の拡大や使用料の適正化など利便性向上に努めます。また、学校開放(文化)事業においては、市民ニーズの把握とともに、開放種目のPRなど、より良い活用や利用促進に向けて検討します。

【施策番号 6-3 の取組】

- 市民、文化施設管理者の協働
- 指定管理施設自主事業の充実
- 文化施設の効果的活用方法と充実整備のあり方の検討
- 文化施設の利便性向上
- 学校開放事業の利用促進
- 複合施設建設時は拠点機能と活動に配慮した検討

(4)既存施設の統廃合を視野に入れ、複合施設として検討が進められている（仮称）新市民ホールの建設にあたっては、施設が文化芸術の発信拠点としての機能を果たすとともに、これまでの市民活動に後退がないように配慮して検討を進めます。



▲市民会館全景▲

S43年建設。現在、複合化施設としての建て替えを検討。

7.文化芸術性に配慮したまちづくり

「文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること」

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めます。

1.公共の建物など施設の整備や新設にあたっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する。

(1)公共施設が都市空間の形成に果たす重要性を認識し、建設や改修にあたっては周囲の環境や美観性、デザイン性に配慮し、地元出身芸術家の作品を活用するなど芸術的要素を取り入れ、市民が日常の中で文化を感じ、楽しめるような景観づくりや、新たなライフスタイルの形成に努めます。

(2)住みよい生活空間創造の観点から、公園や道路などの社会基盤はバリアフリーの考えに基づき整備を進めるとともに、カルチャーストリート、文化公園、市内に点在する野外彫刻などを活用し、文化芸術から生まれる潤いのある景観のPRや整備に努めます。

(3)文化芸術から生まれる潤いのある豊かな環境の重要性を認識し、歴史的・文化・風土、都市機能など当市のさまざまな資源を活かすため、市の各種計画やさまざまな分野に文化芸術的な感性に配慮したまちづくりを推進します。

【施策番号 7-1 の取組】

- ▶ ●公共施設の建設改修時に文化芸術的要素の取り入れ
- ▶ ●社会基盤のバリアフリー整備
- ▶ ●野外彫刻など景観のPRと整備
- ▶ ●市の各種計画への文化芸術的要素の取り入れ



▲市民文化公園の野外彫刻▲

2.苫小牧市の特産品、特色及び自然を活かしたまちづくりを進める。

(1)集客力の高い文化芸術イベントと、市の特産品、豊かな自然景観、祭りなどの観光イベントがリンクする相互連携について検討するとともに、文化芸術イベントを生かした観光ルートの開発など、観光活性化とともに文化芸術を活用した集客交流拡大の仕組みづくりに努めます。

【施策番号 7-2 の取組】

- ▶ ●文化芸術イベントと観光イベントの相互連携の検討
- ▶ ●観光活性化と文化芸術を活用した集客交流の拡大
- ▶ ●企業所蔵美術展、産業デザインの公募
- ▶ ●産業に関わるイベントの支援
- ▶ ●自然のPRと保護思想の普及

(2)産業のまち苫小牧という特色を生かし、企業との連携により企業所蔵の美術作品の展覧会や、産業デザインの公募を検討するとともに、本市発展の契機である紙・パルプ産業に係るイベントの積極的支援に努め、産業振興と文化芸術活動の密接な関係を踏まえたまちづくりを進めます。

(3)豊かな自然が持つ美しさは文化芸術の根源であると認識し、本市に存在する豊かで美しい森林や湖沼、湿原などを積極的にPRするとともに、自然保護思想の普及と自然環境の保全に努めます。



▲ 苫小牧港と臨海工業団地 ▲

M43年の王子製紙苫小牧進出とS38年苫小牧港開港により港湾工業都市として発展。

8. 高齢者・障がい者への支援

「高齢者、障がい者等の文化芸術活動の支援に関すること」

障がいのある人も無い人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりに努めます。

1.市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいよう、公演や展示等における配慮を充実する。

(1)少子・高齢化社会を迎えるにあたり、増加する高齢者が生涯学習の一環として文化芸術活動に親しみ、活動が活発化するように、施設整備や情報の収集・発信を積極的に行い、活動に対する支援に努めます。

(2)障がいのある人も文化芸術に親しみ、活動が活発化するように支援に努めるとともに、ボランティア団体や障がい者団体などと連携し、講座などの充実により、文化芸術活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

(3)高齢者や障がい者、子育て中の保護者など、すべての市民が等しく文化芸術活動に参加し、鑑賞できるように、高齢者や障がい者対応の表記、託児所の開設、字幕や音声による案内サービスの充実などの環境整備を図るとともに、活動意欲の向上のため、市民参加型イベントの充実や公共施設などを利用した作品発表機会の拡充に努めます。

【施策番号 8-1 の取組】

- ▶ ● 高齢者のための施設整備と情報発信
- ▶ ● 障がい者講座の充実など参加しやすい環境づくり
- ▶ ● 高齢者・障がい者活動への積極的支援
- ▶ ● すべての人が参加・利用しやすい環境整備と創作・発表機会拡充



▲ 福祉のまちづくり条例適合マーク ▲

【福祉のまちづくり条例】

すべての人々が、安心して快適に暮らす社会を実現するため、高齢者、障がい者などの社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい福祉のまちを目指す。

2.バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る。

- (1)充実した社会生活や文化芸術活動に親しむことができるよう「福祉のまちづくり条例」に基づき、文化施設に手すりや多機能トイレの設置、託児室や授乳室、障がい者専用駐車場の充実など、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めます。

【施策番号 8-2 の取組】

- 福祉のまちづくり条例に基づく施設整備

9.青少年への支援

「青少年の文化芸術活動の支援に関すること」

青少年が豊かな人間性と多様な個性を育むために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ります。

1.市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する。

- (1)青少年を対象とした文化芸術事業を支援するとともに、学校教育と公共施設の連携による鑑賞の機会の拡充に努めます。また、文化芸術活動の意欲向上のために、市民参加型イベントなどに青少年向けのワークショップを充実するなど、文化芸術に触れる喜びや豊かな感性を育むための取組みを推進します。
- (2)地域の文化施設において、青少年向けの講座などの充実とニーズ把握に努めるとともに、さらに文化芸術を浸透させ、すそ野を広げるために、乳幼児期から本物に触れ、豊かな感性を育むことができるよう、親子で参加できる企画などを検討します。

【施策番号 9-1 の取組】

- 青少年を対象とした事業の支援
- 青少年の鑑賞機会拡充
- 市民参加イベントで青少年向けWSの充実
- 青少年向け講座のニーズ把握
- 乳幼児期から文化芸術に親しむ事業の拡充

2.年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行える場や指導者の確保を図る。

- (1)青少年の感性に合った文化芸術事業を学校教育との連携により検討し、活動へのきっかけにするとともに、文化芸術振興を担う人づくりの観点も含め、さまざまな文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充と、各文化団体における指導者育成という意識が向上する取組みを検討します。

【施策番号 9-2 の取組】

- 学校教育との連携による事業検討
- 文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充
- 各文化団体における青少年指導者の育成

10. 学校教育への支援

「学校教育における文化芸術活動の支援に関すること」

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心をもった人づくりに努めます。

1. 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、 文化芸術に関する体験学習の充実を図る。

(1) 子どもたちが文化芸術や地域文化の伝承活動に参加し、豊かな感性を磨けるように、学校と地域の芸術家、文化団体の指導者、伝統芸能に携わる人などが協力し合う体制について検討します。

(2) 子どもたちの文化芸術活動参加のきっかけづくりとして、授業や部活動などの場面において、芸術家派遣事業の積極的な活用を働きかけ、学校教育における文化芸術活動の充実に努めます。

【施策番号 10-1 の取組】

- ▶ ● 学校と地域の関係者による協力体制の検討
- ▶ ● 芸術家派遣事業の積極的導入

2. 体育館など学校の施設を利用した 本物の舞台芸術を鑑賞する機会の充実を図る。

(1) 学校における芸術体験授業と各種文化団体による学校公演をコーディネートする機能を検討し、学校施設を利用した文化芸術鑑賞事業の積極的な支援に努めます。

【施策番号 10-2 の取組】

- ▶ ● 学校公演のコーディネート機能の検討

3. 市の文化施設などにおいて、児童生徒向けの教育・体験プログラムを 充実させ、学校においてそれを積極的に活用する取組を促進する。

(1) 学校教育との連携により郷土学習や美術教育などを進めるとともに、子ども向け行事を充実し、授業の一環として活用可能なプログラムを検討します。また、長期休業中のプログラムの充実にも努め、文化芸術に触れる機会の提供に努めます。

(2) 子ども向けのわかりやすい文化財冊子の作成や、地域団体との共創による郷土文化や子ども向け歴史イベントの開催など、子どもたちが楽しんで苦小牧の歴史を学ぶ事業について検討を進めます。

【施策番号 10-3 の取組】

- ▶ ● 学校教育との連携による郷土学習、美術教育の推進
- ▶ ● 授業の一環で活用可能なプログラムづくり
- ▶ ● 休業中のプログラムの充実
- ▶ ● 子ども向けの歴史を学ぶ企画の検討